

1 意見・情報の募集の実施状況

実施期間：2023 年 7 月 12 日から 2023 年 8 月 10 日まで

提出意見（意見提出者数）：1 件（1 名）

2 御意見の概要及びそれに対する回答

御意見の概要	御意見に対する回答
「オーストラリア産マンゴウの生果 実に係る農林水産大臣が定める基準の 一部改正案（資料 3）」2 ページ 「マンゴウ」は「マンゴー」で 「コンテナ」は「コンテナ」ではな いのか？ なぜ農林水産省では「マンゴウ」と 「マンゴー」の両方の表記を使ってい るのか？ 「マンゴウ」と「マンゴー」のどちら を使ってもいいが、どちらも使うのは 不適切ではないのか？ 「農林水産省気候変動適応計画の概 要【果樹】」では「マンゴー」 農林水産省の「農林水産物輸出入統 計 / 貿易統計（輸入）」でも「マンゴ ー」 今回の案では「マンゴウ」 正式名が「マンゴウ」で 通称が「マンゴー」なのか？	外来語の表記は、平成 3 年内閣告示 第 2 号により示され、長音は原則とし て長音符号「ー」を用いるものの、「オ ウ」と書くような慣用のある場合は、 当該慣用の表記をしてもよいことと なっています。 今回の場合、本基準の上位法令であ る植物防疫法施行規則の別表におい て「マンゴウ」の表記を行っているた め、同様の表記をしています。 また、コンテナの表記について も、過去の関連法令の記載に従い同様 の表記をしています。

大変申し訳ございませんが、本意見公募は、「植物防疫法施行規則の一部改正案（オーストラリア産マンゴウ生果実）等」について意見・情報を募集するものであり、本案とは関係がないと判断される意見・情報につきましては、本意見公募の対象外となるため、お答えすることはできません。

いただいた意見・情報につきましては、今後の農林水産行政の推進、より良い意見公募手続の実施の際に参考とさせていただきます。